

長岡市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により栃尾都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月19日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 都市計画の種類  
栃尾都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
楡原字岩ノ原
- 3 縦覧場所  
長岡市環境部環境施設課